

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇規 則
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- ◇教委規則
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- ◇人委規則
最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（職員課）
- 職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（〃）
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（〃）
- 調整手当に関する規則の一部を改正する規則（〃）
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則（〃）
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（〃）
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（〃）
- 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則（〃）
- 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則（〃）

公布された規則のあらまし

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一 給料表の改定

給料表の全給料月額を引き上げることとした。（別表第一関係）

二 初任給基準の改定

初任給の基準に係る給料月額を一三一、九〇〇円（現行一二

四、九〇〇円）に引き上げることとした。（別表第三関係）

三 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定

は、平成四年四月一日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	114,500	205,000	246,700	295,500
2	118,100	212,800	254,800	304,900
3	121,500	220,700	262,900	314,600
4	124,800	229,000	271,100	324,300
5	127,800	237,400	279,200	334,100
6	131,900	245,600	287,300	343,900
7	136,200	262,900	292,700	353,600
8	141,000	271,100	301,900	362,900
9	146,600	279,200	311,100	371,900
10	152,300	287,300	320,700	378,800
11	157,900	292,700	330,500	388,800
12	167,800	301,900	340,200	398,600
13	174,600	311,100	349,900	408,100
14	180,100	320,700	359,200	415,800
15	184,700	330,500	367,700	423,000
16	193,600	340,200	374,500	427,800
17	200,300	349,900	381,000	432,400
18	207,800	359,200	387,000	436,800
19	215,000	367,700	393,400	440,700
20	222,100	374,500	399,000	444,500
21	237,400	381,000	403,900	
22	245,600	385,600	408,500	
23	253,500	390,100	412,900	
24	261,400	394,500	416,800	
25	269,200	398,900	420,500	
26	279,200	403,000		
27	287,300	406,700		
28	295,400	410,300		
29	303,500			
30	311,400			
31	319,300			
32	327,000			
33	333,300			
34	339,100			
35	344,400			
36	348,800			
37	352,900			
38	356,700			
39	360,000			
40	363,300			
41	366,700			
42	370,000			
43	372,800			
44	375,600			

別表第三の表中「一二四、九〇〇円」を「一三一、九〇〇円」に改める。

の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員

2 平成四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の

級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
369,900 円	378,400 円	405,000 円	413,900 円	415,100 円	424,200 円	438,800 円	448,300 円
372,700	381,200	408,600	417,500	418,800	427,900	442,600	452,100
375,500	384,000	412,200	421,100	422,500	431,600	446,400	455,900
378,300	386,800	415,800	424,700	426,200	435,300	450,200	459,700
381,100	389,600	419,400	428,300	429,900	439,000	454,000	463,500

別表第一 (第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	114,500	205,000	246,700	295,500
2	118,100	212,800	254,800	304,900
3	121,500	220,700	262,900	314,600
4	124,800	229,000	271,100	324,300
5	127,800	237,400	279,200	334,100
6	131,900	245,600	287,300	343,900
7	136,200	262,900	292,700	353,600
8	141,000	271,100	301,900	362,900
9	146,600	279,200	311,100	371,900
10	152,300	287,300	320,700	378,800
11	157,900	292,700	330,500	388,800
12	167,800	301,900	340,200	398,600
13	174,600	311,100	349,900	408,100
14	180,100	320,700	359,200	415,800
15	184,700	330,500	367,700	423,000
16	193,600	340,200	374,500	427,800
17	200,300	349,900	381,000	432,400
18	207,800	359,200	387,000	436,800
19	215,000	367,700	393,400	440,700
20	222,100	374,500	399,000	444,500
21	237,400	381,000	403,900	
22	245,600	385,600	408,500	
23	253,500	390,100	412,900	
24	261,400	394,500	416,800	
25	269,200	398,900	420,500	
26	279,200	403,000		
27	287,300	406,700		
28	295,400	410,300		
29	303,500			
30	311,400			
31	319,300			
32	327,000			
33	333,300			
34	339,100			
35	344,400			
36	348,800			
37	352,900			
38	356,700			
39	360,000			
40	363,300			
41	366,700			
42	370,000			
43	372,800			
44	375,600			

平成四年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則第十一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第三の表中「一二四、九〇〇円」を「一三一、九〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一一一、五〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成四年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の内払等)

2 平成四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払と

みなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
369,900 ^円	378,400 ^円	405,000 ^円	413,900 ^円	415,100 ^円	424,200 ^円	438,800 ^円	448,300 ^円
372,700	381,200	408,600	417,500	418,800	427,900	442,600	452,100
375,500	384,000	412,200	421,100	422,500	431,600	446,400	455,900
378,300	386,800	415,800	424,700	426,200	435,300	450,200	459,700
381,100	389,600	419,400	428,300	429,900	439,000	454,000	463,500

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十三号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成四年十二月鳥取県条例第二十八号)附則第三項の規定に基づき、同項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(号給等の切替え)

第二条 最高号給等職員のうち、平成四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日における号給又は給料月額が別表のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額は、その者の切替日の前日における号給又は給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とす

る。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の昇給規定（職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号）附則第十四項の規定をいう。以下同じ。）の適用については、その者の切替日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）をその者の切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。ただし、経過期間が切替日における号給又は給料月額からの昇給に係る昇給期間（職員の昇給に必要とされる昇給規定に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。）に相当する期間を超える場合にあつては、その超える期間は、この限りでない。

(特定の最高号給等職員の給料月額の切替え等)

第四条 最高号給等職員のうち、切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等職員の給料の切替え等
 に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表(第二条関係)

1 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
16号給 円 173,400	16号給 円 180,700	19号給 円 226,800	19号給 円 234,200	32号給 円 305,400	32号給 円 313,000	28号給 円 352,400	28号給 円 360,800	26号給 円 369,900	26号給 円 378,400	24号給 円 405,000	24号給 円 413,900	22号給 円 415,100	22号給 円 424,200
175,000	182,300	228,800	236,200	307,600	315,200	354,800	363,200	372,700	381,200	408,600	417,500	418,800	427,900
176,600	183,900	230,800	238,200	309,800	317,400	357,200	365,600	375,500	384,000	412,200	421,100	422,500	431,600
178,200	185,500	232,800	240,200	312,000	319,600	359,600	368,000	378,300	386,800	415,800	424,700	426,200	435,300
179,800	187,100	234,800	242,200	314,200	321,800	362,000	370,400	381,100	389,600	419,400	428,300	429,900	439,000

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 438,800	21号給 円 448,300	18号給 円 475,200	18号給 円 485,400	15号給 円 499,000	15号給 円 509,600	15号給 円 566,000	15号給 円 577,900
442,600	452,100	479,500	489,700	503,600	514,200	570,800	582,700
446,400	455,900	483,800	494,000	508,200	518,800	575,600	587,500
450,200	459,700	488,100	498,300	512,800	523,400	580,400	592,300
454,000	463,500	492,400	502,600	517,400	528,000	585,200	597,100

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1	2	3	4	5	6	7							
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等							
33号給 円 333,800	33号給 円 342,400	36号給 円 368,200	36号給 円 377,200	35号給 円 398,100	35号給 円 407,600	30号給 円 409,000	30号給 円 418,800	26号給 円 419,300	26号給 円 428,500	24号給 円 442,600	24号給 円 452,200	22号給 円 450,800	22号給 円 460,500
336,400	345,000	370,900	379,900	401,000	410,500	412,000	421,800	422,500	431,700	446,200	455,800	454,500	464,200
339,000	347,600	373,600	382,600	403,900	413,400	415,000	424,800	425,700	434,900	449,800	459,400	458,200	467,900
341,600	350,200	376,300	385,300	406,800	416,300	418,000	427,800	428,900	438,100	453,400	463,000	461,900	471,600
344,200	352,800	379,000	388,000	409,700	419,200	421,000	430,800	432,100	441,300	457,000	466,600	465,600	475,300

8	9		
旧号給等	新号給等		
21号給 円 471,600	21号給 円 481,800	18号給 円 486,200	18号給 円 496,600
475,400	485,600	490,300	500,700
479,200	489,400	494,400	504,800
483,000	493,200	498,500	508,900
486,800	497,000	502,600	513,000

ハ 教育職給料表(イ)の適用を受ける職員

1	2	3	4	5
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等
40号給 円 342,600	40号給 円 352,300	36号給 円 436,900	36号給 円 447,200	24号給 円 488,400
344,800	354,500	439,900	450,200	492,600
347,000	356,700	442,900	453,200	496,800
349,200	358,900	445,900	456,200	501,000
351,400	361,100	448,900	459,200	505,200
				24号給 円 499,000
				15号給 円 510,200
				503,200
				514,800
				519,400
				524,000
				528,600
				15号給 円 521,200
				525,800
				530,400
				535,000
				539,600

ニ 教育職給料表(イ)の適用を受ける職員

1	2	3	4	5
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等
33号給 円 296,300	33号給 円 304,600	39号給 円 423,100	39号給 円 433,200	28号給 円 455,600
298,400	306,700	425,700	435,800	458,600
300,500	308,800	428,300	438,400	461,600
302,600	310,900	430,900	441,000	464,600
304,700	313,000	433,500	443,600	467,600
				28号給 円 465,800
				15号給 円 483,200
				468,800
				487,300
				491,400
				495,500
				499,600
				15号給 円 493,800
				497,900
				502,000
				506,100
				510,200

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円 299,800	32号給 円 297,400	31号給 円 355,600	31号給 円 364,100	27号給 円 425,000	27号給 円 434,300	24号給 円 474,900	24号給 円 485,100	23号給 円 565,400	23号給 円 577,300
292,300	299,900	358,800	367,300	428,500	437,800	478,900	489,100	569,600	581,500
294,800	302,400	362,000	370,500	432,000	441,300	482,900	493,100	573,800	585,700
297,300	304,900	365,200	373,700	435,500	444,800	486,900	497,100	578,000	589,900
299,800	307,400	368,400	376,900	439,000	448,300	490,900	501,100	582,200	594,100

ハ 医療職給料表(イ)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 387,700	21号給 円 396,500	26号給 円 499,300	26号給 円 510,200	26号給 円 556,100	26号給 円 567,800	20号給 円 589,600	20号給 円 602,000
390,800	399,600	503,000	513,900	560,400	572,100	594,400	606,800
393,900	402,700	506,700	517,600	564,700	576,400	599,200	611,600
397,000	405,800	510,400	521,300	569,000	580,700	604,000	616,400
400,100	408,900	514,100	525,000	573,300	585,000	608,800	621,200

ト 医療職給料表(白)の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級							
旧号給等 23号給 228,400 225,400 227,400 229,400 231,400	新号給等 23号給 230,800 232,800 234,800 236,800 238,800	旧号給等 26号給 282,900 285,100 287,300 289,500 291,700	新号給等 26号給 290,500 292,700 294,900 297,100 299,300	旧号給等 29号給 351,500 353,900 356,300 358,700 361,100	新号給等 29号給 362,300 364,700 367,100 369,500	旧号給等 26号給 369,400 372,200 375,000 377,800 380,600	新号給等 26号給 380,800 383,600 386,400 389,200	旧号給等 23号給 409,400 413,000 416,600 420,200 423,800	新号給等 23号給 418,500 422,100 425,700 429,300 432,900	旧号給等 20号給 438,800 442,600 446,400 450,200 454,000	新号給等 20号給 448,300 452,100 455,900 459,700 463,500	旧号給等 17号給 477,200 481,500 485,800 490,100 494,400	新号給等 17号給 487,400 491,700 496,000 500,300 504,600

チ 医療職給料表(白)の適用を受ける職員

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級							
旧号給等 37号給 296,400 298,600 300,800 303,000 305,200	新号給等 37号給 38号給 306,500 308,700 310,900 313,100	旧号給等 38号給 343,800 346,200 348,600 351,000 353,400	新号給等 38号給 356,000 358,400 360,800 363,200 365,600	旧号給等 31号給 380,900 383,400 385,900 388,400 390,900	新号給等 31号給 389,500 392,000 394,500 397,000 399,500	旧号給等 28号給 391,700 394,300 396,900 399,500 402,100	新号給等 28号給 400,500 403,100 405,700 408,300 410,900	旧号給等 24号給 413,400 416,100 418,800 421,500 424,200	新号給等 24号給 422,500 425,200 427,900 430,600 433,300	旧号給等 22号給 472,100 475,800 479,500 483,200 486,900	新号給等 22号給 482,300 486,000 489,700 493,400 497,100	旧号給等 19号給 486,200 500,200 504,200 508,200 512,200	新号給等 19号給 506,800 510,800 514,800 518,800 522,800

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する

規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥
取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第四中「一七二、八〇〇円」を「一八〇、一〇〇円」に、「一五三、
七〇〇円」を「一六一、四〇〇円」に、「一三三、八〇〇円」を「一四一、
〇〇〇円」に、「一二四、九〇〇円」を「一三一、九〇〇円」に改める。

別表第五中「一四一、〇〇〇円」を「一四八、九〇〇円」に改める。

別表第六中「二二〇、三〇〇円」を「二二八、五〇〇円」に、「一九二、
三〇〇円」を「二〇〇、五〇〇円」に、「一七二、二〇〇円」を「一八〇、
八〇〇円」に、「一四四、九〇〇円」を「一五二、七〇〇円」に、「一六
九、〇〇〇円」を「一七七、四〇〇円」に、「一三二、五〇〇円」を「一
三九、九〇〇円」に改める。

別表第七中「二二〇、三〇〇円」を「二二八、五〇〇円」に、「一九二、
三〇〇円」を「二〇〇、五〇〇円」に、「一七二、二〇〇円」を「一八〇、
八〇〇円」に、「一四六、九〇〇円」を「一五四、八〇〇円」に、「一六

九、〇〇〇円」を「一七七、四〇〇円」に、「一四四、九〇〇円」を「一
五二、七〇〇円」に、「一三二、五〇〇円」を「一三九、九〇〇円」に改
める。

別表第八中「二二〇、三〇〇円」を「二二八、六〇〇円」に、「二〇六、
三〇〇円」を「二一五、〇〇〇円」に、「一七七、七〇〇円」を「一八六、
九〇〇円」に、「一五六、七〇〇円」を「一六五、五〇〇円」に、「一三
五、一〇〇円」を「一四二、七〇〇円」に改める。

別表第九中「三〇九、九〇〇円」を「三一七、九〇〇円」に、「二五四、
九〇〇円」を「二六三、四〇〇円」に、「二二三、二〇〇円」を「二三二、
〇〇〇円」に、「二二三、九〇〇円」を「二三二、八〇〇円」に改める。

別表第十中「一五八、四〇〇円」を「一六六、三〇〇円」に、「一四九、
五〇〇円」を「一五七、一〇〇円」に、「一三六、四〇〇円」を「一四三、
七〇〇円」に、「一三〇、二〇〇円」を「一三七、三〇〇円」に、「一二
五、一〇〇円」を「一三二、一〇〇円」に、「一七六、四〇〇円」を「一
八四、二〇〇円」に改める。

別表第十一中「一七七、二〇〇円」を「一八六、〇〇〇円」に、「一六
九、三〇〇円」を「一七七、九〇〇円」に、「一六一、七〇〇円」を「一
七〇、一〇〇円」に、「一三六、九〇〇円」を「一四四、五〇〇円」に改
める。

別表第十四医療職給料表(白)の項中

一五号給	二二号給	一六号給	一九号給
------	------	------	------

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十五号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	285,000 ^円	252,000 ^円	207,000 ^円	156,000 ^円	99,000 ^円	49,500 ^円
1年以上2年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	49,500
2年以上3年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	49,500
3年以上4年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	49,500
4年以上5年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	49,500
5年以上6年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	49,500
6年以上7年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	47,700
7年以上8年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	45,900
8年以上9年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	44,100
9年以上10年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	42,300
10年以上11年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	40,500
11年以上12年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	38,700
12年以上13年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	36,900
13年以上14年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	35,100
14年以上15年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	33,700
15年以上16年未満	285,000	252,000	207,000	156,000	99,000	32,300
16年以上17年未満	280,600	248,000	203,700	153,400	97,400	30,900
17年以上18年未満	276,200	244,000	200,400	150,800	95,800	29,500
18年以上19年未満	271,800	240,000	197,100	148,200	94,200	28,100
19年以上20年未満	267,400	236,000	193,800	145,600	92,600	26,700
20年以上21年未満	263,000	232,000	190,500	143,000	91,000	25,300
21年以上22年未満	252,400	223,000	183,700	137,700	87,600	24,600
22年以上23年未満	241,800	214,000	176,900	132,400	84,200	23,900
23年以上24年未満	231,200	205,000	170,100	127,100	80,800	23,200
24年以上25年未満	220,600	196,000	163,300	121,800	77,400	22,500
25年以上26年未満	210,000	187,000	156,500	116,500	74,000	21,800
26年以上27年未満	196,200	174,500	146,200	108,900	69,400	21,100
27年以上28年未満	182,400	162,000	135,900	101,300	64,800	20,400
28年以上29年未満	168,600	149,500	125,600	93,700	60,200	19,900
29年以上30年未満	154,800	137,000	115,300	86,100	55,600	19,400
30年以上31年未満	138,800	123,000	104,100	77,700	50,800	18,900
31年以上32年未満	122,800	109,000	92,900	69,300	46,000	18,400
32年以上33年未満	106,800	95,000	81,700	60,900	41,200	17,900
33年以上34年未満	79,900	72,900	63,900	48,700	33,600	17,400
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十六号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。

（支給区分）

第三条 条例第九条の二第二項の甲地は、別表に掲げる地域とする。

2 条例第九条の二第二項第一号の人事委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域のうち同表に支給割合の定めのある地域とする。

3 条例第九条の二第二項第一号の人事委員会規則で定める区分は、別表の支給割合の欄に掲げる支給割合の別によるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

（暫定措置）

2 この規則の施行の日から平成六年三月三十一日までの間においては、この規則による改正後の調整手当に関する規則別表中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

都府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	百分の十二
大阪府	大阪府	百分の十
福岡県	北九州市	

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十七号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三

十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出し中「昭和六十二年改正条例附則第六項」を「平成四年改正条例附則第十一項」に改め、同項中「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十二年十二月鳥取県条例第三十五号)」を「職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成四年十二月鳥取県条例第二十八号)」に、「附則第六項」を「附則第十一項」に改め、同項第三号中「二万四四百円」を「二万二千九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十八号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「一万三千円」を「一万四千元」に、「七千八百円」を「八千四百円」に改め、同項第二号中「五千百円」を「五千六百円」に改め、同項第三号中「二千九百円」を「三千二百円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年一月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十九号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項第四号中「六百二十円」を「七百五十円」に改める。

附 則

この規則は、平成五年一月一日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額）

第三条 条例第五条第一項の給料表に掲げる給料月額に加える額は、五千円とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額とする。

一 教育職給料表(一)三級十六号給を受けている場合（当該号給を受ける直前において、当該給料表の二級三十一号給を受けていた場合に限り。） 六千円

二 教育職給料表(二)三級十九号給を受けている場合（当該号給を受ける直前において、当該給料表の二級三十三号給を受けていた場合に限り。） 六千円

三 教育職給料表(三)三級二十一号給を受けている場合（当該号給を受ける直前において、当該給料表の二級三十六号給を受けていた場合に限り。） 六千六百円

四 教育職給料表(四)三級二十二号給を受けている場合（当該号給を受ける直前において、当該給料表の二級三十八号給を受けていた場合に限り。） 八千四百円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三十一号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則（昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中	41.7	42.7
	32.2	33.0
	21.2	21.7
	15.4	15.8
	12.8	13.1
	9.7	9.9
	9.3	9.5
	を	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。